## 2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 29 号条約オブザベーション(抄) (厚生労働省国際課仮訳)

強制労働に関する条約、1930 年(29 号) 日本(批准:1932 年)

委員会は、これらのすべての情報に留意して、政府に対し、引き続き外国人技能実習生の保護を強化する措置をとるよう要請する。また、技能実習生の研修及び保護に関する法案の採択に関する情報のほか、この関連で技能実習生の受入企業に対して行われる検査を強化するよう、並びに技能実習生が自らの権利の保護を確保できるよう及び自らが置かれた虐待状況を効果的に通報できるよう、とられた措置に関する情報も提供されたい。委員会はまた、政府に対し、報告された違反の数及び性質並びに起訴及び有罪判決に至った事案の数に関する統計データを有罪判決をもたらした状況の説明も添えて、提供するよう要請する。

2013 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 142 号条約オブザベーション(抄) (厚生労働省国際課仮訳)

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約、1975 年(第 142 号) 日本(批准:1986 年)

委員会は、政府に対して、職業指導及び職業訓練の政策及び計画を実施するために整備 された機構の運営並びに実施の結果に関する情報を次回報告書で提供するように要請す る。委員会はまた、政府に対して、「緊急人材育成支援事業」に関してさらに詳しい情報を 提供するように要請する。

委員会は、「ジョブ・カード制度」と他の職業指導措置の実施に関し、継続的な情報の提供を歓迎するだろう。

委員会は、政府に対して、教育、訓練及び生涯学習への女性のアクセスを促進する措置 の影響に関する統計データを含む情報を次回報告書で提供するように要請する。若年者や 長期失業者等の女性以外の特定のグループを対象に採用された対策に関する情報も含め ていただきたい。

委員会は、政府に対して、労働政策審議会の職業能力開発分科会を通じた協力を含む、職業指導及び職業訓練の政策及び計画の策定及び実施における使用者団体と労働者団体の協力に関して、継続的な情報の提供を要請する。